

令和 3 年度 篠田学術振興基金助成研究

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター

第 15 号 目 次

巻頭言 (田浦雅徳)	……1
史料紹介 「福島県安積郡三代村 窮民救済方法」(宮城洋一郎)	……2
研究ノート 『『連続・非連続』の視点からみた今日の家族・家庭問題 ー日本の近代が抱えていた構造的問題ー』(山路克文)	……7
研究ノート 「研究チームの韓国在住メンバーの研究進捗状況」(金仁鎬)	……14
宮内公文書館『恩賜録』撮影調査について	……18
研究会 会員自己紹介【4】	……19
【余録から】 三重県度会郡玉城町・田丸神社の「御頭神事」	……20
令和 3 年度 第 2 回研究会開催のお知らせ	……20

巻頭言

皇室の福祉事業の根源としての「御仁慈」

田浦雅徳 (皇學館大学 特命教授)

本研究ではもっぱら皇室による被災者等に対する恩賜金を基礎とした救恤(救済)事業を対象としてきた。内外の本研究会員が積み重ねてこられた研究蓄積に心から敬意を表する次第である。その成果を知る中で、この恩賜金による被災者等救済の根源が、天皇皇后両陛下をはじめとする皇室の方々の「御仁慈」によるものであることを改めて感じる次第である。

その一例として、大正 10 年から昭和 8 年まで宮内次官を務めた関屋貞三郎をとりあげたい。関屋は、その任にある間、牧野伸顕内大臣と連携し、天皇の社会事業への関与をひろく国民に伝えることに尽力した人物である。関屋は次官を離任した後は主に講演活動にいそしみ、昭和天皇の「御仁慈」の普及につとめている。自ら近侍して知り得た陛下の日常のご精励や、国民を慈しまれるお気持ちをひろく国民に報せたいという思いからであった(関屋貞三郎述『皇室と社会事業』)。その趣意は「要は皇室御仁慈の御精神を明かにせんとするに在り」(関屋から伊沢多喜男への発言)ということにあった(茶谷誠一「関屋貞三郎の政治思想と政治活動」参照)。



写真 関屋貞三郎

現、上皇陛下が昭和天皇の皇太子として御生誕になったのは昭和 8 年 12 月 23 日であった。これを機に、昭和天皇から総理大臣に対し、「本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」として金 75 万円を下賜される旨のご沙汰があり、宮内・内務・文部・拓務の四大臣に協議により、昭和 9 年恩賜財団母子愛育会が設立されることとなった(『母子愛育会五十年史』)。関屋は愛育会の初代理事長をつとめ、昭和 22 年まで理事長としてその運営にあたり、その後も会長として会を統括した(同 25 年まで)。関屋は人生の晩年を昭和天皇の「御仁慈」によって設立された母子愛育会を運営することに捧げたのであった。

宮城洋一郎（種智院大学 特任教授）

はじめに

明治38（1905）年秋に発生した東北地方大凶作は、東北三県（宮城、福島、岩手）を巻き込んで甚大な被害を与えた。こうした被害の拡大の中で、三県に対する恩賜金、義捐金など災害救助のための支援が幅広く展開した。その一方で、町村ごとに被災者支援に向けた活動も活発になされた。

筆者は、前号で岩手県平泉村（現・平泉町）の恩賜記念公園に関わる史料を紹介したが、今回は福島県安積郡三代村（現・郡山市湖南町三代）が定めた「窮民救済方法 安積郡三代村」（以下「三代村窮民救済方法」と略す）なる規程を紹介していく。この規程から読み取れるところを手がかりに、ひとつの村としてどのような支援策が可能であったのかなど、災害救助に関わる基本的な課題を考えてみたい。

1. 「三代村窮民救済方法」制定の背景

「三代村窮民救済方法」は、福島県歴史資料館（写真1）に所蔵されている簿冊『凶作関係』（明治大正期の福島県庁文書、明治39年、資料番号1537）に所載されている。この簿冊の表紙には『明治三十九年三月 一種地第十四号（朱書き） 郡市長報告書類 凶作関係（朱書き） 福島縣』（以下『郡市長報告書類』と略す・写真2）と記されていて、凶作に対する諸施策を集録したものである。その判型は概ねB5判の形状（縦28cm、横17cm、厚さ6.5cm）で、そこに集められている文書は明治39年1月16日から同年12月6日の日付を有する。しかし、その多くは6月末までの文書で、7月以降の文書はわずかである。大凶作への対策が浸透し、気候も安定して農業生産への見通しがついたからであろう。

この『郡市長報告書類』作成の起点と考えられるのは、明治38年10月6日に有田義資知事（在任：明治33（1900）年10月6日～同39年7月28日）が「郡市長会議」を召集し、大凶作への「救荒方針」を定め「救済ノ方法」に傾注すべきことを郡市長らに訴え、その

奮起を促したことにある⁽¹⁾。その指示のもとで、各郡および市町村の救済施策の実施状況についての県への報告、県から郡および市町村への照会などを中心とした文書を集録したのである。ここには、この他にも、皇室からの恩賜金（御下賜金）の取扱いや膨大な額に及んだ義捐金の使途などに関わる文書等もある。また、住民と行政との軋轢、被害状況に関わる新聞記事について照会する件も少なくなく、大凶作がもたらす諸様相を実態的に伝えている。

『郡市長報告書類』は、こうして多岐にわたる文書が集録されていることで、福島県における大凶作への救済施策の意義を明らかにする貴重な記録である。そのような意味で、この簿冊にある史料群を今後可能な限り紹介していくべきと考えている。

さて、こうした傾向をみる中で『郡市長報告書類』が所載している郡や町村を単位とする「窮民救済」に関わる文書に注目してみたい。というのも、大凶作が顕在化して以降、国の内外から義捐金が寄せられていたが、その一方で被災した町村の有力者からも義捐金品の寄贈も活発化していくことにもなった。この動きを見据えて、県第一部長から郡市長宛の「通牒案」（明治39年1月26日付）には、「凶作ニ付窮民救済ノ目的ヲ以テ金品ヲ寄贈スルモノ漸次多キ」として、「篤行者ノ褒賞」を敏速に行うべしと命じている。これを受けて県下各郡にあっては「篤行者」を広げるよう、町村に促すことになる。

そうした中で、二つの動向に注目してみたい。そのひとつは、郡を単位とするものである。まず、石川郡では「凶作救済事項其他ノ件報告」（郡長藤井正秋から知事宛：2月5日付）で、同郡の「窮民救済方法」を掲げ、郡として土木工事、耕地整理、製炭事業、重焼パン購入等を進めていくために、町村別の実績を提示している。さらに被害状況の厳しい須釜村など五村で「飯米低価販売」を実施するなどの施策を報告している。

耶麻郡では、「貧民救済ノ件ニ付報告」（郡長武井格から知事宛：3月14日付）において、「皇室ノ御下賜金ヲ始め多クノ慈善家ヨリ同情ヲ寄せ金品寄贈アリ目

下糊口ヲ凌キ得ルト雖モ此期ヲ利用シ将来ノ救済法ヲ講スルノ必要アリ」と述べて、町村長を召集して「直接救済法ヲ立シムル」ことを「訓諭」している。これにより、各町村では寄付金を募集するなどの方策を準備しているという。こうして、御下賜金や慈善家の寄贈を機会として、独自の施策を求めている。

二つの郡にみるように、県の要請を受けつつも郡として、町村に対し「窮民救済」にむけた取り組みを促したのであった。その一方で、町村における独自の取り組みもみられる。そのひとつが、安積郡郡山町の例で、「救済情況報告ノ件」（郡長武藤宗彬から知事宛：2月23日付）と「郡山町窮民救済状況報告」（同前：3月26日付）という二つの報告がある。後者は前者をふまえて、より詳細なデータをあげて報告したものである。前者で要約されているところをあげると、土木事業、養蚕網製作、軍人家族幼児保育所、パテン縫奨励、製品媒介などの事業をあげ、「郡山婦人会」「郡山同情会」などの団体の助力にも言及している。

二つ目が、今回史料紹介する「三代村窮民救済方法」（写真3）である。その詳細は後述するが、全14條にわたって救済のための諸施策とその具体的な方策等について定めている。

さらに三点目として、田村郡移村の「窮民救済所ノ件」（3月12日付、県第一部長から郡市長宛）がある。この文書では、移村が「窮民救済」の方法として、衣食困難なる者の家族全体を收容して衣食を給与し、藁細工などに従事させるなどによる救済をおこなっているとした。同文書ではこの施策が「成績良好」といい、「收容ノ上救済スル事便利トナル向モ可有キト」して、郡市長に「御奉考」を求めている⁽²⁾。

ここまであげたところが、郡及び町村での「窮民救済」のための施策である。これに対し、町村ごとに「窮民救済」の団体を結成して、規程を設けるなどして円滑な運営を図ろうとする例がある。「表「窮民救済」にかかる団体、規程等」にてあげたように、11の町村（大字を含む）で団体が結成され、規程等も概ね施行させている。これらに示されるところは、町村内居住者を対象とする「窮民救済」を原則に、会員も同様に町村内の居住者としている。ただ、寄付等の受付はそれに限定せず、多くの人々から募る方針を立てている。また、事務局が役場に置かれるケース（小島村、吉井田村）や町村長の主導権が強調される場所（瀬上町、小泉村）もある。町村の規模が小さいこの当時であれば、それらが主導していくことは必然でもあったのであろう。

そうした中で、小手川村の「月館同情会」は、設立の趣旨を明記した一文を掲載していて、これらの団体とは少しく異なるところがある。その特色は、苛酷な被害状況にあって犠牲となった被災者に触れながら、「世ノ博愛ナル士人ノ好意ニ頼ルアル而已」と訴えたことにある。義捐金などが国の内外から寄せられる実状をふまえつつ、一村に留まらず広く賛同者を求めたのであった⁽³⁾。

以上のように、福島県における大凶作に関わる郡、町村ごとの「窮民救済」の施策を述べてきたが、未曾有の被害状況にあって、規模の小さな町村が可能な限りの資力を集約して取り組んだところが伺われる。

続いて「三代村窮民救済方法」について、その全文を掲げ、若干の考察を述べていくこととする。



写真1 福島県歴史資料館

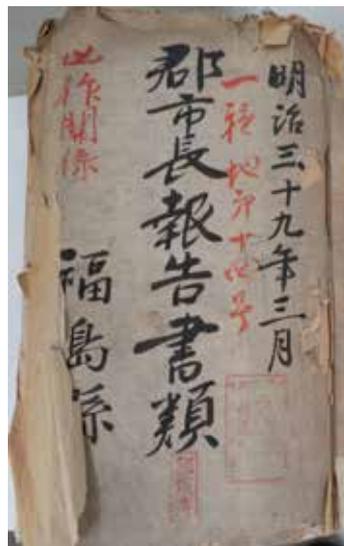


写真2 郡市長報告書類



写真3 「三代村窮民救済方法」表紙

2. 「三代村窮民救済方法」の全文

『郡市長報告書類』に所載される「三代村窮民救済方法」は、B5判、縦書きで、全文は以下のとおりである。史料の提示にあつては、その記述内容から(1)～(3)に分け、句読点を付し、旧漢字は新字体に改めた。

(1) 別紙当村窮民救済方法調製及進達候也

明治三十九年四月六日

福島県安積郡三代村長窪小谷隼太 印
福島県属
石部 豊 殿

(2) 窮民救済方法

安積郡三代村

(3) 安積郡三代村窮民救済方法

一 明治三十八年度気候不順ノタメ本村ハ他ニ比類ナキ大惨事ヲ被リ、天明天保両度ノ飢饉ニモ劣ラサル大凶作トナレリ、依テ救済ノ方法ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

第一章 一般ノ救済

第一條 窮民一般ノ救済ハ左ノ方法ニ依ルモノトス。

- 一 外国米ヲ購入シ原価(運賃及実費ヲ加フ)ヲ以テ売下ケルコト。
但 買入及売下方法ハ、本村木炭購買販売組合ニ依托スルモノトシ、依托ニ関スル方法ハ村長ノ定ムル処ニ因ル。
- 二 重要農作物ノ種子ヲ購入シ、貸付又ハ給与スルコト。
但 種子ノ種類及購入并ニ貸付又ハ給与ノ方法ハ、村長ノ定ムル処ニヨル。
- 三 本村ニテ起スル土木治水工事、経営スル造林事業等ニ使役シテ、労働賃ヲ得シムルコト。
- 四 本村地内県里道ノ改修、橋梁ノ架換等ノ工事アルトキハ、本村ニテ之レカ請負ヲナシ、工事ニ使役シテ、労働賃ヲ得シムルコト。
- 五 製作品ノ買上ケ又ハ販売ノ方法ヲ講シ、収入ノ途ヲ与フルコト。
- 六 日用品ノ協同購入ノ方法ヲ購^マスルコト。
- 七 村内有志者ヲシテ、可成事業又ハ工事ヲ起サシメ、之レニ使役セシメテ、労働賃ヲ得シムルコト。

第二章 特別ノ救済

第二條 窮民ノ実況ヲ考査シ、特別ノ救済ヲ要スルモノハ左ノ順序ニ依リ、之レヲ救助スルモノトス。

- 一 親族ノ救助
- 二 隣祐ノ互助
- 三 一村ノ救助

第三條 窮民ノ実況ハ救済委員之レヲ査定シ、村長ノ承認ヲ受ケ、前項ノ順序ニ依リテ、之レヲ救助スルモノトス。

第四條 親族ノ救助及隣祐互助ノ救助程度ハ、加除者ノ身分ニ応シ、救済委員之ヲ考査シ、村長ハ尚之レヲ各關係人ト協議ノ上、決定スルモノトス。

第五條 一村ニテ救助スルモノハ、親族ノ救助及隣祐互助ノ上、尚救助ヲ要スルモノニ限ルモノトス。

第六條 一村ニテ救助スベキ項目左ノ如シ。

- 一 農仕付期間、飯米及其他ノ食料品ヲ無利子ニテ貸付スルコト。
但 貸付飯米及食料品ノ数量、種類並ニ返済ノ方法ハ、救済委員ニテ査定シ、村長之レヲ決定ス。
- 二 就業資金ヲ無利子ニテ貸付スルコト。
但 貸付金額及返済ノ方法並ニ其期限等ハ、救済委員ヲシテ査定セシメ、村長之ヲ決定ス。
- 三 飯米代金ノ幾分ヲ補給スルコト。
但 補給ノ金額及補給スヘキ期間等ハ、救済委員ヲシテ査定セシメ、村長之ヲ決定ス。
- 四 飯米又ハ就業資料ヲ給与スルコト。
但 本項ニヨリ給与スルモノハ、一家挙テ老幼疾病等ノ為メ労働スルコト能ハサルモノニ限ル。且ツ給与飯米ノ数量、就業資料ノ種類、員数等ハ救済委員ヲシテ査定セシメ、村長之レヲ決定ス。
- 五 施療料ノ給与。
但 疾病ニ罹リ施療ノ資力ナキモノニノミ給与ス。其給与額ハ、救済委員ニテ査定シ、村長之レヲ決定ス。

第三章 救済委員

第七條 本救済方法実施ノ為メ、救済委員ヲ置キ、村長之レヲ指名ス。

第八條 救済委員ノ数ハ、村長ノ定ムル処ニ因ル。

第九條 救済委員ハ、村長ノ指揮命令ヲ受ケテ、本方

法施行ノ任ニ当ルモノトス。
但 便宜各持シ受分担区ヲ定メ、時々分担区域内ヲ巡回シ、其状況ヲ村長ニ報告スルモノトス。

第四章 救済委員

第十條 本救済方法実施ニ要スル資金ハ、左ノ四種ヨリ支出スルモノトス。

- 一 本村救助基金
- 二 村内有志者ノ寄附金
- 三 其筋ヨリ本村ニ配当交付セラレタル恩賜金及義捐金
- 四 村債
但 村債ハ前三種ノ金額ニテ不足ヲ生シタル時、募集スルモノトス。

第十一條 本村救助基金ハ本救済法終結ノ後、直ニ之ヲ復スルモノトス。

第十二條 其筋ヨリ交付セラレタル恩賜金及義捐金及村内有志者ノ寄附金ハ、本救済法ニヨリ給与シタル金員ヲ控除シ、尚残余アルトキハ、本救済法終結ノ後、全部本村救助基金ニ編入積立ツルモノトス。

第十三條 本救済方法施行ノ為メ村債ヲ募集シタルトキノ利息ハ、前條ノ残余金ヨリ支出シ、尚不足ヲ生シタルトキハ、村税ヨリ支弁スルモノトス。

第五章 勤 儉

第十四條 窮民ヲシテ発奮自動セシメ、日常ノ労働ヲ増シ、儉素ヲ守ラシムルカタメ、救済員模範トナリ、拳村奮テ既定ノ勤儉規約ヲ一層励行シ、窮民ヲシテ聊カモ奢侈怠慢ノ情ヲ起コスノ暇ナカラシムルコト。

以 上

3. 考察

「三代村窮民救済方法」に付した(1)～(3)については、次のよう観点から記している。(1)は鏡文にあたり、三代村村長・窪小谷隼太から県属への報告である。表にあげた各町村の文書では、郡長から知事宛とする形式であり、村長から県属への報告はみられない。(2)は表紙にあたる。(3)は全十四條を記載した本文にあたり、「一」と記して、その趣旨を簡潔に述べている。「大惨事」「大凶作」の文言が被害状況の深刻さを伝えている。

全十四條を一瞥して明らかなように、「村長之ヲ決定ス」という文言が随所に記され、「村長ノ定ムル処ニ因ル」、「村長ニ報告ス」、「村長ノ指名」などをあわせると、各条項の多くのところに村長が関与し、決定権を行使していることがわかる。他の町村の規程にも町村長の権限が強調されている例はあるが、三代村は相当に強いものとみなければならない。ここに第一の特色がある。

なお、三代村長が指導的役割を果たした例は、同村の恩賜田造成にもみられる。同村長からの報告・「恩賜田設置ノ状況報告」(4月14日付・『郡市長報告書類』)において「聖上陛下ヨリ御救恤金ノ御下賜」に際し、「御思召ノ次第ヲ伝へ」て、「御鴻恩ニ酬工奉ツルノ道」を「諭シ」たことが述べられている。これにより「報恩ノ道ヲ尽サン」と、「労働ヲ寄附シテ不毛ノ地ヲ開墾シ恩賜田ナルモノヲ設置」するに至ったという。ここに、村長の「諭シ」から導かれた経緯が明確に示されている⁽⁴⁾。

苛酷な被害状況から村の存亡をかけた復興への道を模索しようとしたとき、「拳村奮テ」いくべきところを求めて、「御下賜金」の意義を説き、「御鴻恩ニ酬工奉ツルノ道」として「恩賜田」造成となったと考えられる。そこに、村長が担うべきリーダーシップが自覚されたのであろう。

この村長のリーダーシップを支えたのが、「救済委員」であった。その役割を明らかにした点が第二の特色となる。「救済委員」は、村長の指名で、その指揮命令を受けとなっているが、「持シ受分担区ヲ定メ」て「区域内ヲ巡回」して、村長に報告するという方式は、旧来からの相互扶助を生かしているようにも思われる。その反面、村長の指名という点で従来の仕組みだけでは機能しないとみていた可能性もあるのではないかと考えられる。この点からも、村長の指導力がみられるであろう。また、第十四條にて、「救済員」(「救済委員」の誤りか)をして、「窮民ヲシテ聊カモ奢侈怠慢ノ情ヲ起コスノ暇ナカラシムルコト」といい、地域内で「窮民」の模範たるべきことを求めている。苛酷な被害状況からの立ち直りのための道を彼らに求めていたともいえる。そうしたことから、分担地域内での指導的な活動を期待するために、村長の指名が必要であったのであろう。

第三に「一般ノ救済」と「特別ノ救済」に区分していることがある。外国米原価販売や土木工事による救済を前者に位置づけ、村内有志者に事業、工事を起こすことを呼びかけて、公費だけではなく民間にも働き

かけている。後者では、親族、隣祐、一村という区分で、救済対象の優先順位を救済委員の考査により定めるとした。その上で、村として救助すべき事項を提示して、公助の枠組みというべきところを明らかにした。そこには、食料、就業、施療という最低限を保障するところが示され、合理的な救済を構想しようとしているようにも思われる。

第四に第十條にあるように、資金的な裏付けを明示していることである。特に、「恩賜金、義捐金」以外は三代村に関わるもので、第十一條には「本救済法終結後、直二之ヲ復ス」とあり、村固有の資金を守り抜く姿勢が顕著である。四点の資金の内、圧倒的に多額なのは、他の町村の例からも「義捐金」にあるが、それでもなお、他からの支援はともかくも固有の資金を重視することで、危機に備える立場を堅持している。

このような特色を見出すことができるが、「三代村窮民救済方法」には「比類ナキ大惨事」からの脱却を目指そうとする村長のリーダーシップと危機管理の姿勢をみることができる。

まとめ

大凶作という苛酷な被害状況を克服するために、恩賜金（御下賜金）をはじめ国の内外からの義捐金などが寄せられた。そうした支援の輪が広がる中で、被災

地から「窮民救済」の施策が生み出されてきたことは、地域再生のための住民の力が消えずに残っていたことを明らかにしている。「三代村窮民救済方法」をはじめとする各地の施策をさらに精査していくことができればと考える。

註

(1) 福島県発行『明治三十八年 福島県凶荒誌』1910年、266頁。

(2) 「窮民救済所ノ件」(3月12日付)は、表題には「窮民救済所」とあるが、同文書内では、移村が「窮民収容所ヲ設置」と記す。

(3) 拙稿「史料紹介「月館同情会」(福島県伊達郡小手川村)」、『東北社会福祉史研究』第40号、2022年3月。

(4) 拙稿「明治38(1905)年東北地方大凶作と福島県一恩賜金の配付をめぐる問題点一」、『東北社会福祉史研究』第38号、2020年3月。

【付記】本報告は令和3年度篠田学術研究基金助成研究による研究成果の一部である。本研究会の新田均先生、櫻井治男先生はじめご支援頂いた皆さまに心からの感謝を申し上げます。写真の掲載には、公益財団法人福島県文化振興財団・福島県歴史資料館のご許可を頂きました。関係各位のご高配に深謝申し上げます。

表 「窮民救済」にかかる団体、規程等

郡	町村	文書名(日付)*	団体名	規程または規約の概要	備考
伊達	飯坂村	飯米施与並二低価販売ノ儀二付報告(1月31日)	飯坂村窮民救済会		伊達郡飯坂村飯米低価販売細則を添付
	保原町	凶作救済会設置ノ儀報告(2月22日)	保原町凶作救済会	全11條。同町の篤志者により同町の窮民を救済。救済方法を食糧給与等6種に分ける。会員以外の寄附を受ける。	
	小手川村	月館同情会設置ノ儀二付報告(3月23日)	月館同情会	全10條。村内生活困難者を対象。	
	小島村	伊達郡小島村窮民不穩云々福島民報記載ノ件調査上申(4月3日)	小島村窮民救済会	全11條。事務所を同村役場に置き、会長は村長。窮民救済方法を食料品実費売下ほか三種。窮民を三種に区別。	3月28日同村にて「貧困者救助ノ訴状」との新聞記事についての調査に添付。
信夫	瀬上町	本郡内福島町瀬上町二於テ窮民救済会設置(2月14日)	瀬上町窮民救済会	全4條。町会議員、篤志有志者を会員、町長を会長。	福島町の規程なく、飯坂町、水保村の規程を載せる。
	飯坂町	同上	飯坂町窮民救済会	全8條。金品の義捐者、特志者を以て組織。同町居住の窮民救済を目的に食品の低価販売、給与。	飯坂町窮民救済会給与内規(全8項目)を添付。
	水保村	同上	水保村救済会	全5條。救済事務委員を置き、実地調査、救済実務に当たり、郡長に報告。村内有志者および篤志家の義捐金、救済基金を充てる。	
	清水村	窮民救済会規程設置報告(2月17日)	窮民救済会	全9條。金品の義捐者、特志者を以て組織。同町居住の窮民救済を目的に食品の低価販売、給与。	
	吉井田村	同上	吉井田村救済会	全10條。事務所を同村役場内に置き、吏員、職員、愛国婦人会其の他特志者を組織。同村窮民救済を目的に食品の低価販売、給与。	
田村	小泉村	小泉村二於テ救済会ヲ設置(3月9日)	小泉村凶作救済会	全9條。村長の指揮通達に係る救済、恤救義捐金の分与を所理、村内窮民の状態を審査して村長に報告。	
	山根村大字関本早稲川	山根村大字関本早稲川窮民救済規約(3月10日)	山根村大字関本早稲川窮民救済会	全4條。大字区長宅を事務所とし、同住民を以て組織。大字内慈善家よりの同情米を窮民に給与。	

* 文書名は一部省略したところがある。日付は明治39年

研究ノート 『連続・非連続』の視点からみた今日の家族・家庭問題 —日本の近代が抱えていた構造的問題—

山路克文（鈴鹿大学こども教育学部）

はじめに—「連続・非連続」について

筆者は、『連続・非連続』の視点からみたわが国の社会保障・社会福祉制度の変遷」というテーマを掲げ、これまでに個別の課題を設定し論及を続けてきた。今回は、「連続・非連続の視点からみた今日の家族・家庭問題」と題して、DVや児童虐待等の背景にある構造的問題に迫ってみたいと考えている。

はじめに「連続・非連続の視点」とはなにかについて筆者の見解を簡単に述べる。「連続」の視点とは、今回のテーマに関連する点として、明治民法における「長子相続制」を基本とした家制度が、戦後も社会福祉制度体系にどのように反映されているかという問題意識である。戦後日本国憲法第25条の基本的な人権を基礎とした制度体系が構築されたとはいえ、実際は、家族の扶養機能の補完・代替機能、すなわち家族機能の救済措置としての「措置制度」が、社会福祉制度の根幹を長く支えてきた。

時代が進み2000年の社会福祉基礎構造改革において抜本的な改革が行われ、基本的に措置制度は廃止されたものの、児童福祉分野においては、児童の生命の安全と健康の保持を目的に、親や保護者から被害児を引き離れた後の受け皿として「児童養護施設」等への入所が「措置制度」として機能している。

一方、「非連続」とは、第2次世界大戦後、GHQの占領政策（民主化政策）によって、日本国憲法のもと、人権、自由、平等、社会正義などを制度的理念に据え、「人」を中心とした制度体系に作り替えられ、また改正民法（1947年）においても、長子相続制等が廃止されたことにより、家制度が制度的には終焉したことをもって、「非連続」とする考え方である。

今回は、家族・家庭問題を例にして「連続・非連続問題」を考えてみるのが主題である。

1. 今回のテーマ「今日の家族・家庭問題その構造的問題」

今回のテーマである「今日の家族・家庭問題」は、

法格言にいうところの「法は家庭に入らず」に反して、今日の児童虐待やDV等家庭という密室のなかで起こる暴力を伴う家族・家庭問題に、公の介入や警察の関与が必要な事案が多くなり、法が家庭に入らざるを得ない状況になってきていることを題材にその背景にある構造的問題に迫ってみたい。

今回複数の先行研究に触れてわかったこととして、明治民法における「家」制度には「家族の定義」があったが、改正民法（1947年）においては、民主主義や人権思想に基づいて改定されてはいるものの、改正民法には「家族の定義」にあたるものがないとする見解である。つまり、「しつけ」や「懲戒」「体罰」等に対する規範も、民法820条（監護・教育の権利義務）や822条（懲戒権）のように明治民法に依拠せざるを得ない状況になっており、近年この点が「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」第14条（親権の行使に関する配慮等）の第1項（必要な範囲を超える体罰の禁止）第2項（児童虐待は親権行使の理由にはならない）との関係で議論になってきているが、「必要な範囲」というあいまいな表記は民法に依拠している。つまり、このような問題状況も「連続・非連続」問題の典型的例であると考え、今回のテーマとした。

2. 先行研究の論点

今回の論及は、「研究ノート」として、本論に関係する先行研究の紹介を行いながら、論点を提起していきたいと考えている。

（1）深町晋也「家族と刑法—家庭は犯罪の温床か？—」（有斐閣 2017）

深町晋也は、「家族と刑法—家庭は犯罪の温床か？—」（2021年7月）のサブタイトルに「家庭は犯罪の温床か？」と掲げ、家庭という密室の中で展開されるDV、児童の性的虐待、児童ポルノ、家庭内の財産犯罪などの近年の実態の紹介と判例を分析している。副題が端的に表現しているように、深町はもはや家庭が「ベースキャンプ」でもなく、ましてや「オアシス」

でもなく、「犯罪の温床？」という表現が使われるような深刻な事態になっていることを警告している。本書は、有斐閣の情報誌「書齋の窓」（2017年5月から2020年3月）に15回掲載された深町の連載を書籍化したものである。本書の構成も15回となっているのでそのタイトルを紹介する。

第1回 DVの被害者が加害者に反撃するとき（その1）
第2回 DVの被害者が加害者に反撃するとき（その2）
第3回 児童が家庭の中で性的虐待に遭うとき（その1）
第4回 児童が家庭の中で性的虐待に遭うとき（その2）
第5回 家庭において児童ポルノが作り出されるとき
第6回 児童が家庭でタバコの煙に苛まされるとき
第7回 家族によって自分の大切なものが奪われるとき
第8回 両親が子どもを巡って互いに争うとき（その1）
第9回 両親が子どもを巡って互いに争うとき（その2）
第10回 死者がその家族によって弔われないとき
第11回 子どもが親による保護を受けられないとき
第12回 子が親から「しつけ」を受けるとき
第13回 妊婦が妊娠中毒に関する情報に接するとき
第14回 親が子に予防接種を受けさせないとき（その1）
第15回 親が子に予防接種を受けさせないとき（その2）

ここでは、第12回「子が親から『しつけ』をうけるとき」を紹介してみる。第12回は、以下のような構成になっている

I はじめに一親が子を育てるためにできること
・できないこと
II 「懲戒権」をめぐる「議論状況」
III ドイツ語圏各国における議論状況の分析・検討
IV 我が国の議論に戻って
V 終わりに
◇連載のあとに
第12回コメント
一親による体罰を民法で禁止するとき—石綿はる美

本論文の主題は、現在、児童虐待防止の観点から問題となっている「民法第820条（監護・教育の権利義務）」と「民法第822条（懲戒権）」である。前者は親権者の子に対する監護と教育に関する権利と義務、後者は、親権者が820条を行うために、必要な範囲内の懲戒する権利である。なお、820条と822条についてはこの後に検討する。

深町は、「・・・しかし、親は教育的な目的、あるいは『し

つけ』の目的だと考えていたとしても、得てして懲戒的な措置にエスカレートしやすい。特に子が自分のいうことを聞かない場合に、親が怒りなどの感情が昂ったために過剰な暴力を振るうことは、児童虐待の事案においては決してまれなことではない。」さらに、目黒女児虐待死事件や野田市女児虐待死事件など悲惨な事件が相次いだことを受けて、国は2019年3月時点で児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正を閣議決定している。

深町は、IIにおいて「懲戒権」を巡る議論を整理している。「懲戒権」とは、「懲戒は体罰が含まれると解されているが、親権者が『しつけ』の名のもとに子の心身に悪い影響を与えるような行為は、本条の懲戒には当たらない」としている。

では、なぜ、懲戒権規定が存在するのか、その意義について深町は以下のように論じている。「・・・事実、2011年民法改正に関する法制審議会において（中略＝山路）最終的には、本来することができる懲戒の範囲内のしつけをしている大多数の親権者に問題があるのではなく、懲戒として許容されない虐待について独自の主張をして、懲戒権を言い訳にする者があることが問題であり、それにも拘らず規定を削除すると、逆に本来できるしつけができなくなるといった誤った受け止め方がされることへの懸念が示され、『子の利益のために』という限定を付しつつ、民法822条を削除しなかったという経緯がある」としている。

しかし筆者（山路）は、「しつけ」の名のもとに「子の心身に悪い影響を与えるような行為」は、あくまで結果論であって、事が起こってからその是非を判断することになるのではないかという疑問である。その意味では、「しつけ」の定義があるのであれば別だが、822条では「必要な範囲内」というあいまいな規定があるのみであり、「しつけ」が暗黙の了解事項になっているような感があり、都合よく解釈される危険性は付き纏うと思われる。

深町は、上記IIIにおいてドイツ語圏各国における議論を紹介しているが、ドイツの現行民法（1631条第1項）において「児童は暴力によらずに養育される権利を有する」、また、オーストリアの現行民法には「あらゆる暴力の行使及び身体的若しくは心理的苦痛の附加は許容されない」と紹介している。

ドイツやオーストリアのようないかなる暴力も否定されることで、子ども権利を守るという思想があるのに対して、わが国には親の「しつけ」は容認されていることで、親権者の感情に任せた「しつけ」と称する「暴

力」が、子どもに悲惨な結果を招いているといえる。

児童虐待防止法第14条には「・・児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条（明治29年法律第89号）の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行為に配慮しなければならない」と規定しているが、児童虐待防止法ですら、明治民法における「しつけ」を前提に、「親の監護及び教育に必要な範囲を超える行為」を「暴力」としていることから、逆に「必要な範囲なら暴力に当たらない？」ということになり、児童福祉の視点からは822条そのものの存在を問うているが、民法の領域では必ずしもそのような議論とはなっていないようで、その是非については個々の事案や判例を待たないと結果が出ないというもどかしさが付き纏う。

なお、厚生労働省は「体罰によらない子育てのために」（2020年2月）のなかで、「身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんな軽いものであっても体罰に該当する」とし、6つの例を示している。

（2）民法第820条と民法第822条について

この2つの条文の考察については、**島津一郎・九貴忠彦編「新・判例コメンタール民法第13巻親族4818条—881条」三省堂1994**から必要な部分を抜粋して引用する。

- 1) 民法第820条「監護・教育の権利義務」は、「親権を行う者は、この監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されている。

この部分を担当する國府は、「身上に関する親権の内容すなわち監護教育の権利義務を総括的に定めたものである。」さらに、続けて、監護教育の意義として「・・しかし、その解釈においては、子の福祉の観点から論ずべきであることは言うまでもない。『旧879条の制定過程において、この権利を有し義務を負うというのは、社会に対してというのではなく、司法上の関係から親が子に対して、子が親に対してということであると梅委員が説明されたのに対し、法典調査会では、これを社会国家に対する義務でないかという見解が他の委員（穂積八束委員など）から唱えられており』、それらは親権に家長権的な性質あるいは親の有する権力としての性質を認めようとするところから出ていたと思われる。」（下線は山路が付す）

- 2) 民法第822条「懲戒権」

- ①親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子

を懲戒し、または家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

- ②子を懲戒場に入れる期間は、6箇月以下の範囲内で、家庭裁判所がこれを定める。但し、この期間は、親権を行う者の請求によって、何時でも、これを短縮することができる。」

この部分も國府の解説を引用する。「懲戒権は、親権者が子を監護教育するにあたり、子の非行や過誤を矯正善導するために、その身体または精神に苦痛を加える権限であり、一種の私的な制裁ないしは懲罰的手段を認めたものである。（中略＝山路）民法は親権について、監護教育のために必要最小限度の範囲で認めたものである。」とし、また、懲戒の行使として、國府は、親権者が自ら懲戒を行う場合には、特に手段と程度が問題となると述べている。

一般的には、しかる（叱責）、なぐる（殴打）、ひねる（捻る）、押し入れに入れる（監禁）、しばる（制縛）、食事をさせない（禁食）など、必要に応じて適当な手段を用いることができるが、必要な範囲で行わなければならない。必要な範囲とは、その目的を達するに必要な範囲ということであって、これは、その時代の健全な社会的常識に従わなければならない。（中略＝山路）児童福祉法上の保護者としての親権者（児福6条）が、その児童を虐待したり著しく監護を怠ったような場合には一定の措置が取られることになる。」

國府の見解を参考にすると、民法第820条には「親権に家父長権的な性質や親の有する権力としての性質があり、親の懲戒が、つねに「必要な範囲」であるという保証は何もない。あとで辻褃を合わせることは容易にできる。この「必要な範囲」というあいまいな部分が今日の児童虐待問題を一層複雑にしていると言える。いわゆる「早期発見・早期対応」に踏み出せない法的な壁が横たわっている。

（3）戒能民江「親の教育権」川井健他編

「講座現代家族法—島津一郎古稀記念—」

第4巻 親権・後見・扶養 25頁～43頁

（日本評論社1992）

戒能の論文「親の教育権」は、以下のような構成で論じられている。

1. はじめに
2. 親権と親の教育権
 - 1 明治民法における親権と教育
 - （1）民法旧規定の親権解釈

- (2) 明治憲法下の義務教育制度と教育権
- 2 戦後の家族法学における親の教育権論
 - (1) 民法改正と親権規定
 - (2) 親権と親の教育権

3. 親の教育権論の展開

- 1 子どもの学習権と親の教育権
 - (1) 教育法学の教育権論
 - (2) 家族法学の教育権論
- 2 親の教育権論の新たな展開

4. 子どもの権利と親の教育権

- 1 親の教育権の特質と範囲
- 2 親の教育権の内容

5. むすびにかえて

全編にわたって示唆的で重要な諸点を提起されているが、ここでは、1はじめに、2親権と親の教育権に絞って考察してみる。

戒能は、「はじめに」で以下のような問題提起を行っている。民法第 820、821、822 条について「・・・つまり、身体的にも精神的にも未熟な子どもの養育・発達について親の責務を明らかにしたものとされる。同時に、この監護・教育の問題が家族の私事から出発しながら、社会及び国家の責務でもあり、この監護・教育をめぐる家族と国家には緊張と矛盾の関係が生じることも、認識されるにいたった。」そして、820 条の親権を行う者の義務（親義務）について、家族法学における 3 つの対立する学説を提起している。①親の国家・社会に対する義務、②親の子に対する私法上の義務、③子どもの権利に対応する親の義務、である。

そして、重要な指摘を行っているので、少し長い引用になるが紹介する。「①②とも親権制度がまもっていた権力的性格の払拭を意図したものと見えるが、親権の問題とすべき対象領域を『公法と切断された私法の枠内』に閉じ込める役割を果たしたことは否めない。とりわけ、子どもの教育は学校教育として公法の領域に囲い込まれ、子どもの教育と真っ正面から向き合うことなしに、親権理論が展開してきた感は強い。『家族が自前の教育体系を持』つ契機すら見いだせないうちに、教育が国家の義務教育に一元化された戦前の苦い経験を徹底的に克服することなく、戦後も、子どもの教育は無批判に公法体系に組み込まれていく結果となった。子どもの教育は親の手を離れて学校に吸収され、学校教育は憲法・教育法上の問題であるとして、容易に家族法の守備範囲から除かれた。つまり、「近代家族法の親子関係の問題としては、位置づけられな

かったのである。日本社会における家族の自律の未成熟の法的反映といえよう。」と述べている。（下線は山路が付す）

次に、2「親権と親の教育権」1「明治民法における親権と教育」で、戒能が「親権」について論じているので紹介する。戒能は親権の近代化過程は、中川善之助によればヨーロッパ家族法の近代における展開は、「家のための親権」「親のための親権」「子のための親権」と変化していくが、日本の場合は「家制度」によって子の保護のための親権という性格は著しく弱められてしまったと述べている。

そしてそれは、明治民法の制定過程（明治 23 年民法第 1 草案）において、ボアソナードが、「親権が子どもの教育のための親の義務」であると述べているが、ボアソナードへの反論として穂積八束は「親子関係を支配服従の関係にとらえ、親の義務は国家に対する公法上の義務であり、民法上の義務ではないとして親の義務」を削除することを求めた。これを受け法典調査会の梅謙次郎らは、親権は子の監護・教育の権利・義務とする穂積に近い考え方を採用し旧規定 879 条として制定された。

これによって、「親権」は、「親の利益のための権利義務ではなく、次代の国民の発育につき、重大な利害関係を有する国家社会に対する義務である」とする考え方（穂積八束の論理）が、基本的には戦後も継承されていった。

国家社会に対する義務説が主流を占めていった背景には、天皇制国家による義務教育制度の確立がある。すなわち、明治憲法下、教育は天皇の大権事項であり、憲法上の規定を欠くものの、「保護者」の就学義務は国家に対する公法上の義務と解されていることから、民法の親権との関係では、就学義務と親権者の「監護教育の権利義務」とは別個のものとして、公法上の就学義務の私法上の親権に対する絶対的優位が強調された。その結果、家族法の教育への無関心が正当化された。

さらに、戒能は、以下のような重要な指摘を行っている。「・・・さらに、家庭教育の自由が親の教育の自由として位置づけられたわけではない。家庭教育の概念自体は「家族の行う教育」として独自性を持つものではなく、家族が公立学校に代って行う「普通教育」だとされていた。

たしかに、教育令 17 条は学校入学以外の就学を承認しており、1900 年の小学校令 36 条の文言上は「家庭又ハ其ノ他二於テ」の教育が可能であったが、これ

も市町村長の認可を必要とし、その監督下に置かれた「家庭での義務教育」にすぎなかった。

家庭内での教育は私的自由に属し、国家干渉しないという原則とは裏腹に家庭教育は事実上学校教育へ従属し、学校教育の補完機能が家庭に要求されたのである。

以上、戒能の著作から重要な論点を紹介したが、本論文は全編にわたり重要な指摘が多い。しかしながら、筆者の力量にも身近な限界もあり、考察はここで終えることとする。

戒能の見解を参考にしながら、私見を述べると増加傾向に歯止めがかからない今日の児童虐待の現状を見たとき、家族、家庭、親（保護者）そして当事者である子とは、いったいどのような家族・家庭規範に守られているのか、あるいはそもそもそのような規範は崩壊しているのか、そもそもそのような規範は存在せず過去の規範にすぎっていただけではないか、かりに過去の規範が明治憲法下の家制度や家族制度であったとしても、第2次世界大戦後80年近くが経過して、古い規範が通用しなくなった現代社会において感情のままに動く親（保護者）の犠牲者として被虐待児が顕在化してくるのが今日の状況であろう。

崩壊した家族・家庭規範にすぎることから、人権思想や新しい価値観に基づいて、改めて家族とはなにか、家庭とはなにかを真剣に議論し現代社会に適合した民法が確立されるべきである。

(4) 中川 淳

「日本家族法の歩んだ道—敗戦後の立法を中心に—」
(立命館法學 立命館大学法学会 2003)

本論文は、以下のような構成となっている。

- 一 はじめに—視点
- 二 昭和家族法と立法課題
 - 1 成立後の立法の方向
 - 2 男女平等
 - 3 子の福祉
 - 4 韓国法との比較
- 三 今後の社会関係と立法課題
 - 1 夫婦の氏
 - 2 社会福祉と家族法
 - 3 医療技術の発展と家族法
- 四 家族関係の崩壊

中川は、「はじめに」で「法律が国家の考え方を示

しているのであるから、家族法は、まさに国家の家族観を示すものである。すぐ後で紹介する加賀山論文では、明治民法は「家族」の定義はあったが、現代民法にはそのようなものはないとの結論であった。中川は続けて以下のように述べている「明治民法の家族法については、自由・平等の思想にもとづくものではなく、封建的家父長的家族制度、すなわち家の制度を基本理念とした。家とは祖先から子孫に至る抽象的な縦のつながりを意味し、現実の家族においては戸主（家長）を統率者とし、子孫へつなぐ制度として長男の家督相続を定めていた。ここでは個人の尊重の思想が弱く、また、男女不平等の制度であった。具体的には、妻の無能力制度、夫婦財産における夫管理共通性、夫婦の離婚原因の差異、父の親権、相続における女性の後順位、専属殺人の重罰規定などを挙げることができる」としている。

次に、中川論文の「昭和家族法（1947年改正民法）と立法課題」のなかで、「昭和家族法は、戦後の占領下にきわめて大急ぎでつくられたという経緯があったので、日本国憲法の理念に著しく反するものを重点的に改正することに力点が置かれていたように思う。（中略＝山路）50数年たった今日まで、その改正問題、いわゆる立法の問題がいろいろと提起されている。そして、中川は立法課題を3つに整理している。①現行家族法なかで、家の制度の温存規定、残存規定を早く削除すること、②昭和家族法の現代化、③戦後、緊急性を重視した改革で取り残された諸課題の現代の実情にあう改正、の3つを挙げている。

今日、児童虐待（死）事案に見る、親の「しつけ」とその方法としての懲罰、そして被虐待児の人権に関する議論は、まさに、法改正が後回しにされた結果の産物のようである。

(5) 加賀山茂「日本の家族と民法—『全人格が無条件で肯定的に受け入れられる場』という視点からの『家族法の再構築』—」（2004作成、2005更新）

本論文は、2004年4月6日に掲載された名古屋大学大学院の加賀山茂教授の論文である。本論文は以下のような構成となっている。

- はじめに
 - I 明治民法の「家」制度が日本の家族に及ぼした影響
 - II 現行民法による「家」制度の廃止とその課題

Ⅲ 民法改正要綱案の概要とその限界
理解を深めるための課題
参照条文
参考文献

筆者（山路）の「連続・非連続の視点」において中心的課題は、いわゆる「家制度」が第2次世界大戦後においてもどのような形で政策に反映されてきているかを推論していくためには、加賀山論文は貴重な示唆を与えている。

加賀山は、「はじめに」において、ルース・ベネディクトの「菊と刀—日本文化の型を引用し、戦前の日本の家族の実態が文化人類学的な観点から「報恩」「義理」「人情」のキーワードから分析を行い、「性別と世代の区別と長子相続権とに立脚した階層制度」が家庭生活の根幹になっている。

加賀山は、明治民法第970条を引用して、戦前の日本の家庭における躰が厳格に行われた根拠を明治民法第970条の家督相続の順位に求めている。そして、戦後、日本国憲法の制定により民法改正が行われたとはいえ、男性優位（男尊女卑）、年長者優先の礼儀作法が躰として実施されている。加賀山は、次のような重要な指摘を行っている。

「確かに、現行民法の規定は、「家」制度のうち戸主による家族の支配、家督相続制度という「家」制度の根幹部分を削除してはいる。しかし、このような「家」制度のバックボーンである男尊女卑、年長者優先の考え方が民法から完全に切り除かれたわけではない。」、さらに続けて「少なくとも、明治民法には『家族』の定義があり、それが、「家」制度の根本思想に裏付けられていたために、現行法では、「家族」の定義も含めて、家族という用語自体が削除されたという事実は認識しておく必要がある。つまり、日本の家族を知ろうとすれば、「家」制度が廃止されたために「家族」の定義自体を欠くにいたった現行民法ではなく、「家族」の定義を有していた明治31年民法にさかのぼってその内容を知る必要がある。」

加賀山の指摘から推測していくと、戦後の「措置制度」が要救護性に重点をおいた保護的施策として登場してきたことの論拠になるのではないか。ここに筆者の言い方である「ダブルスタンダード」の一方である伝統文化に根ざした法体系として読み取ることができる。

(6) 大村敦志「民法改正を考える」 (岩波新書 2011)

本書は、民法及びわが国の民法改正の詳細な解説を通じて、民法の意義について論じている。本書の構成は、以下のようになっている。

序章	民法改正とは一直近の改正作業を踏まえて
第1章	日本の民法改正
第2章	諸外国の民法改正
第3章	民法改正をどのように行うか
第4章	民法改正はどこへ
終章	民法典を持つということ —社会の構成原理としての民法典

序章の冒頭、「2008年～09年にかけて法制審議会が、民法改正のために3つ部会（①民法成年年齢部会、②児童虐待関連親権制度部会、③民法（債権関係）部会）が設けられ、②については1996年以来、家族法の改正は二度にわたって失敗している。」と述べている。

ところで、家族法とは「親族編（親族法）」と「相続編（相続法）」の2つの総称であるが、親族法のなかに「親権」の章があり、この部分が「児童虐待」に関連してくる。

大村は、「人々は虐待防止のための方策を求めている、民法に関わる問題であることを認識している人は少ない」とし、「親権の存在が障害になって虐待に対する適切な措置が取れない場合があることを知るの、児童福祉関係の専門家などに限られる」としている。

筆者の問題意識も、わが国の児童虐待事案の多くが、子どもの人権を優先するのか、親の「親権」を優先するのかの判断が遅れ、悲惨な結果を招いていると理解している。2010年6月に公布された新法が、親権の行使は「子の利益」ために行われることが宣言され（820条）新たに親権停止の制度（834条）が導入されたが、どのように運用されるか、に注目していきたい。

3. 民法第877条「扶養義務者」と「措置制度」—扶養の欠損状況に対応する要救護性

戦後、核家族化が選択されたときから、遅かれ早かれ家族・家庭機能が弱体化していくことは予測可能であった。そして弱体化していくことに合わせて「社会的な支援」が組織的にかつ継続的に行われていなければならない状況に変化していったことも事実である。

2000年4月に施行された介護保険法は、高齢者の社会的な支援を制度化したものであるが、遅きに失した感は否めない。

ところで、民法第877条（扶養義務者）がなぜ問題なのか、それは第2次世界大戦後に整備された社会福祉制度体系における「措置制度」にあると考える。弱体化していく家族機能を貧困・低所得問題（例、養護老人ホームや保育所入所要件における貧困低所得を要件とした要介護性）という限定的なとらえ方に矮小化したことである。

民法第877条（扶養義務者）は、社会福祉各法において、扶養義務者に対する費用徴収制度（例えば老人福祉法第28条（費用の徴収）、児童福祉法第56条（費用の徴収及び支払い命令））が現存している。この意味は、本来家族扶養を前提とするも家族扶養ができない程度と内容に応じて公的制度（社会福祉各法）が機能するが、扶養義務者は持てる力（所得状況）に照らして応分の費用を負担することが明記されている。

本論の問題意識で表現すれば、私的扶養の救済範囲を貧困・低所得に限定したしたことにより、社会的な支援が経済給付に矮小化された感は否めない。教育においても公教育＝学校教育が公法として主流を占め本来あるはずの家族機能（民法第820条監護・教育の権利義務）も公法に収斂されてしまい、親の監護教育やしつけという公に干渉されない独自の部分は極端に少なくなってしまった。

にもかかわらず、児童虐待事案の多くは、加害者である親・保護者にその責任を求める傾向が極めて強く、問題の社会的な広がりや社会的背景（今般ではコロナ禍における家庭環境の激変など）に求めるのではなく、親・保護者の「能力」に問題を矮小化して社会的な広がりには歯止めがかかっているようにも思われる。

明山は「『家族制度』の枠のもとに捉えられた児童保護観念は、往々にして今日いわれるところの児童福祉観念の発達を阻害してきたのである。」（注）と述べられているように、今日においても、被虐待児等は家族に従属した存在であって、権利主体として人権を擁護の観点よりも、従属物である子を「親から引き離し」て、家庭に代る居場所（施設）に避難させ、「一般家庭のような」家族的な処遇することを目的としているのが「措置入所」の一般的な形であり、まさに「木を見て森を見ない」傾向と言わざるを得ない。

注 明山和夫著
「扶養法と社会福祉」1973 有斐閣 60頁

4. おわりに

筆者の問題意識は、便宜的に「ダブルスタンダード」（2つの価値観の共存？）と名付け、「連続」＝日本の伝統文化に根ざした価値観を基礎に組み立てられた制度体系（民法）と「非連続」＝日本国憲法の理念である人権、平等、自由、社会正義、公共等の価値観を基礎に組み立てられた制度体系（社会保障制度体系）が、戦後長く「水と油」のように折り合うことがなく共存している「不思議な」国であると認識している。

その結果、それぞれの制度体系の折り合いの悪い局面が、高齢者、障がい者、女性、そして子どもなど一般的に「社会的弱者」と呼ばれている層に矛盾が噴出し社会問題化している。その典型は、今回取り上げた「児童虐待」とその構造的な問題である。

今回わかったこととして、わが国の明治民法が国家の有り様と深く結びつくことによって、世界の民法が「家のため」、「親のため」、「子のため」という発展経過を辿るのに対して日本の民法は、最初の「家のため」という段階で、国家の意志と合致し強力な権力支配の役割を担ってしまったのではないかと考える。そして、第2次世界大戦後「日本国憲法」がGHQの先導のもと公布されるにいたったが、1947年の民法改正は、GHQから家族制度解体には応じたものの、「家族法」とは何か「親権」とは何かという私法からの問いかけを怠っていた。最近の児童虐待の増加傾向に歯止めがかからないことをきっかけに、ようやく民法820条、822条等古い価値観の検討が開始されることとなったが、いつまでも明治民法に依拠する時代を脱却し、現代民法を前提にした議論が開始されることを望みたい。

はじめに

東義大学歴史学部の金仁鎬（キム・インホ）です。尊敬する皇室福祉研究会および研究会の先生方におかれましては、コロナパンデミックにより大変な時期をお過ごしのことと存じます。先生方の健康を心よりお祈りいたします。（訳注：本文中の各メンバー報告の冒頭には同様の挨拶文がりましたが、執筆者の許可を得て、割愛させていただきました。）

さて、2020年2月に京都で開催された国際セミナーを通じて多くのことを学び、それ以降も頻りに交流できることを期待していましたが、依然としてCOVID-19の影響によって困難な状況が続いていることが残念でなりません。一日も早くコロナが終息し、共同研究を通じて、日本皇室の各種福祉事業に関する学問的交流が再開されることを祈っております。以下では2020年2月の国際セミナー以降の私をはじめとする、韓国の研究チームの各メンバーの研究進捗状況を報告します。

1. 金 仁鎬

（キム・インホ、東義大学歴史学部・教授）

2020年2月以降、私は次の3つの方面で研究を進めています。一つは京畿道地域恩賜授産場としての、恩賜授産京城製糸場、恩賜授産京城機業場、恩賜授産京畿道蚕種製造所、恩賜授産京畿道蚕業講習所など、京畿道の一般会計及び恩賜金の会計に属する授産場事業に関する研究を進めています。大まかな結論としては、まず1910年代の韓国の初期工業化において、これらの授産場が大きな影響を与えたという点。そして1920年代の民間資本の進出によって新たに改編される過程において、初期には両班婦女子の生計を優先する産業政策の一環であったものが、次第に一般大衆の貧困を解決するための社会事業に転換していったという点。さらにはこれらの事業も1920年代に終焉し、その後各種授産場は個人や地方別に社会事業の一環として促成されていくという点、などです。

二つ目の研究は、日中戦争以後、軍馬増産と乾草韓国に関する研究です。主な内容としては、朝鮮から日本本土の要求に応じて軍馬増産を図ったが、実際には

群馬増産は思ったより進まず、それに伴う軍馬の餌となる乾草の増産運動も失敗し、むしろ堆肥増産運動の一環として変質してしまった事情についての分析を行っていません。

三つ目の研究は、個人恩賜金に関するものですが、既存の研究の分析を通じて個人恩賜金のうち、ソン・ビョンジュンの蚕業講習所のように、実際に産業発展のために恩賜金が使用された事例を調べています。

以上の研究を進めておりますが、さらなる研究には皇室福祉研究会の皆さんの助力が必要不可欠であると実感しております。

2. 成 江鉉

（ソン・ガンヒョン、天道教宗学大学院）

現在、次の2つの方面で研究を進めています。一つ目は、2020年の国際セミナーで発表した天道教児童運動の研究をさらに発展させたものです。天道教児童運動の代表的な人物である方定煥（バン・ジョンファン）の日本留学時期の活動をまとめています。方定煥は1920年9月から1923年9月までの約3年間を東京で過ごしました。滞在中、方定煥の東京居住地を調査し、留学先の東洋大学の学業内容や開闢社（訳注：天道教青年会による、新文化運動に基づく朝鮮人の啓蒙を目的とした雑誌社）東京特派員、天道教青年会東京支会長としての方定煥、セクトン会（訳注：少年運動と児童文学のために1923年に設立した同人[サークル]団体）の創立と子供運動の展開などを調べました。本研究についてはこれまでに述べた、東京での方定煥の居住地や東洋大学の学業内容、天道教東京宗理院の所在地などの確認作業について、ぜひご助言をいただけると幸いです。

二つ目の研究は東学の2代教主である海月崔時亨に関する研究を進めています。東学の創始者水雲崔濟愚の跡を継ぎ、1864年から1898年までの35年間、東学を導いた海月の年譜調査と、彼の法説および社会・政治的活動について調査を行なっています。彼の主な思想である事人如天、以天食天、三敬（敬天、敬人、敬物）を再考し、教祖伸冤（訳注：救済）運動と東学農民革命に及ぼした影響などを分析しています。

3. 河 堦

(ハ・フン、東義大学)

私は現在、日帝強占期における螺鈿漆器産業に関する研究の再構成を進めております。

進行中の研究内容の一部としては、朝鮮総督府と螺鈿漆器です。まず、恩賜金をもとにした授産産業もその一つであり、1910年9月30日、朝鮮総督府官制が施行され、朝鮮総督府内務府地方局地方課は恩賜金授産産業に関する業務を担当し、多様な職種の講習所と伝習所設置を中心に設置されました。恩賜金事業は、日帝の帝国憲法第8条、朝鮮総督府勅令第327号、大蔵省令第4号により、恩賜金が国債として発行されたことに依拠し、1909年10月、地方費法により補助金が支給され始めてから、恩賜金利子による収入の30%を教育費に充てることができるようにするなど、各施設は地方の特性に応じて種類を選んで設立され、朝鮮総督府は日帝強占期初期の恩賜授産産業の一つとして奨励金を支援し、地方各地に工業伝習所を設立して運営しました。とくに1913年5月10日、初代朝鮮総督の寺内正毅は統営（訳注：地域名）工業伝習所に補助金を支給して学科を増設し、総督退任後は統営工業伝習所一同から感謝の贈呈品を受け取ったことを、最近の資料収集の過程で、新しく発見しました。

二つ目は、日中戦争と螺鈿漆器の戦時下における統営地域の螺鈿漆器産業の動向についてです。1939年、日中戦争が激化し、螺鈿漆器の主要原料である漆が中国から輸入不可能になると、各工場は深刻な経営難に陥りました。当時、統営地域で螺鈿漆器事業に従事していた職人は約200人といわれ、この経営難によって職人とその家族は深刻な生活苦に追い込まれ、それと同様に日本人が運営していた統営漆器製作所も漆塗り供給が配給制に切り替わるなど、原材料調達難による危機を迎えたという内容です。また、1940年7月、いわゆる「7・7禁令」すなわち「贅沢品製造・販売制限規則」が公布され、主務大臣による規定、指定、許可のない物品の製造と移動が禁止されました。禁止対象の物品内容は主務大臣が定め、家具、美術装飾品、漆絲などが製造制限製品に指定されたことが研究内容です。

以上のように、調査研究が制限されたなかで進めた研究であり、甚だ不十分さを感じながらも、幸いなことに冬月先生が送ってくださった本研究に関する日本の現地資料に大変助けられましたこと、御礼申し上げます。



タイトル：螺鈿漆器の櫛籠(訳中：[じゃんろん]、筆筭、筆者撮影)
・寸法・仕様：縦210cm、横270cm、扉4つ
・制作時期：1980年代初期、父親が直接デザインし、運営する工房（当時、釜山に所在）で制作
・使用された貝の種類：珍珠貝（黄色：孔雀の胴体、鹿、月、花）、夜光貝（孔雀の尾部）、青貝（罫線を含む残りの模様）外。

4. 李 俊英

(イ・ジュンヨン、東義大学歴史人文教養学部)

私は2019年度に「韓国学総書事業」の一員として選定され、現在総書事業に専念しております。総書の研究は《近代朝鮮に投影された西欧ツーリズムと啓蒙のパレーシア》というテーマで近代朝鮮期（以下開港・日帝強占期）に展開された外国人の公演と旅行記録、海外を見聞した朝鮮人の紀行文と見聞録の分析を通して、当時朝鮮に投影されたツーリズムの形成と展開、さらに主体から見えた「啓蒙のパレーシア」を分析対象としています。これにより、現在通用しているツーリズムが持つ汎用化された概念を超えて、近代的啓蒙主体として朝鮮人が見せたダークツーリズムの実体を明らかにし、時代的限界を省察しながらも近代朝鮮人のパレーシアとしての近代化と「自修自強」という主体的念願を、総書を通じて明らかにすることを目的としています。長きにわたる20世紀を支配していた「善養と記念」を基盤とした国家中心のダークツーリズムの一方から脱却し、21世紀「発見と疎通」の人文的ダークツーリズムを提示し、西欧的な記憶と忘却によって歪んだり変質したりした近代朝鮮人の人生を、本来の姿に還元させ、多彩な生活世界の復元を目指していきます。

総書における私の詳細なテーマは、「開港期以降における西洋人のダークツーリズムとパレーシア」についての研究です。総書は、大韓帝国時期に招聘された西洋人官僚たちの視点による朝鮮紀行文を分析し、彼らによるプアーツーリズムの一端を確認しようとするものです。1882年から1905年まで大韓帝国時期に官僚として任用された西洋人は約201人であり、そのう

ち日本人と清国人は除外しています。研究対象は海関官 63 人、軍事教官 9 人、医師 10 人を集中的に分析しています。彼らを対象に大韓帝国に官僚として活動していた西洋人が持っていた近代朝鮮に対する多様な視点を、ツーリズムの立場から分析し、彼らのパレーシアを人文学的視点で再検討することが総書の重要観点となっています。以下、年次ごとの研究内容を簡単に紹介します。

第一次年度には、Paul George von Möllendorff (訳注：パウル・ゲオルク・フォン・メレンドルフ 1847-1901、ドイツの言語学者、外交官)が著した『Documents by P. & R. Möllendorff』(1930)とメレンドルフ夫婦が著した『メレンドルフ文書』(1987)、『穆麟徳 (訳注：メレンドルフの中国語表記) の手記』を分析し、そして招聘外国人海関員関連の資料としては、初代釜山海関長 Lovatt 関連資料 (米国子孫所蔵)、2 代目の T. Piry 海関長関連文書 (Belfast 大学図書館所蔵)、J. Hunt 海関長資料 (イギリス Bodleian 図書館所蔵) を参考にしました。さらに、海関に関するほとんどの記録は Allen の記録——Horace Newton Allen, Korea; Fact and Fancy-Being a Republication to two Books, Entitled Korea Tales and a Chronological Index, Methodist Publish House, Seoul などの記録や手紙 (Hart Letters など)——を引用し、新聞を含めた各種資料も参考にしました。

第二次年度には、ロシア軍事教官カルネフ、ミハイロフ、アルフタン、ベベリーがロシア政府の政策を遂行するために、朝鮮全域を旅しながら記録を残したものを分析しました。それがロシア将校たちの朝鮮旅行記で知られる『私が見た朝鮮、朝鮮人』(1958)です。これ分析によって、ロシア人が見た朝鮮に向けたプアーツーリズムを正しく復元しようと思いました。また、カルネフ著『ロシア諜報将校大韓帝国に来たる』(1994) や、ヴァーツラフ・セロシェフスキー著『コレヤ 1903 年秋』(2006) などの著書も一緒に参考にしました。さらに、各種の古新聞の活用と報告書、国家記録物をも分析対象としました。

第三次年度には、リヒャルト・ヴンシュ著『高宗のドイツ人医師 ヴンシュ』(1999)、Lillias Horton Underwood 著『Fifteen Tears among the Topknots』(1904) などの資料をもとに分析を行いました。また、当初は宣教師として朝鮮にやってきて、備わっていた医術のおかげで朝鮮末期に外交官への転身を遂げたアレン・H.N. の『朝鮮見聞記』(1999) を参考にして、甲申政変時期の朝鮮におけるダークツーリズムに基づ

くパレーシアについて分析を試みました。

以上の研究を中心に、現在も総書の研究は進行中です。



タイトル：
ロバに乗っているアレン
(1885)
出典：済中園 (広恵院)
創立 127 周年記念展示会
(延世医療院主催)

5. 鮮于 性恵

(ソンウ・ソンヘ、東義大学歴史人文教養学部)

現在、私は日帝強占期の東萊地域のたばこ (訳注：キセル、以下「キセル」と称す。) 製造業に関する研究に専念しています。理由は、昨年「伝統手工業の近代化における努力と挫折：日帝強占期東萊地域煙管 (キセル) 製造事業の研究」というテーマで、韓国研究財団が支援する新進研究 (訳注：日本のポスドクに相当) 支援事業に選定されたからです。本研究は大きく三部に分けて研究を進めています。

第一に、開港以後、東萊地域及び全国のキセル製造業や、キセルの取引、輸出入関連の基礎資料の収集です。『東萊案内』(1917) によれば、東萊で製造されたキセルが朝鮮全国だけでなく満州にまで輸出されたことが述べられています。これを踏まえ、現在優先的に『通商彙纂』(1894-1913) や『元山方面商工業調査』(1911)、『釜山方面商工業調査』(1911) などを通じて関連資料を探しています。そのほか、中国復旦大学が所蔵する釜山港貿易関連資料の収集を計画しています。研究の進捗状況に応じて、19 世紀の日本におけるキセル製造業の変化や、キセルの流通との比較研究もできればと考えています。

第二に、東萊地域内のキセル製造業の開始、軍営手工業との関係、製造業者、製造工場及び運営、製造現況など、キセル製造業全般に関する研究です。現在、東萊のキセル製造業に関しては断片的な資料しかなく、その実体が明らかになっていません。そのため、文献記録をもとにした現地調査を通じておおよその手がかりを探っています。また、郷土研究家、地元の家の子孫たちとの交渉、人的事項の追跡、現地視察などをも行なっています。その過程で記録との照合を経て確認された、東萊地域で最初にギセル製造工場を運営していた人物の子孫に会うことができ、現在は彼に協力してもらいながら研究を進めています。

第三に、他地域のキセル製造業に関する資料収集を通じて比較研究を考えています。とくに全羅南道の南原の場合、無形文化財の白銅煙竹匠が代々続いています。そこで、無形文化財白銅煙竹匠の口述資料と伝授館を中心に、キセル製造の実体を把握したいと考えています。東萊地域の場合、キセル製造業としては全国でも有名な地域だったとの記録が残されていますが、その実体は把握できていません。そのため、他地域との比較を通じて、東萊地域のキセル製造業実態の最接近が期待できると思います。

研究テーマに関する資料は断片的でかつ不十分な状況ですが、研究期間は1年間と短いため、上記にあげた3つの側面からの多様なアプローチを通じて研究を進めたいと考えています。

その他、昨年は私の研究に関連する発表と特別講演も行いました。まず、東萊地域出身で、中国で独立運動を行なった韓興教（ハン・フンギョ）・韓亨錫（ハン・ヒョンソク）父子と関連して、その家系譜についての発表を二度行いました。ちなみに、韓興教・韓亨錫は1897年から1927年までの間、東萊でキセル製造工場を運営していた韓奎容（ハン・ギョンヨン）の息子と孫にあたり、そのことはキセル製造業の研究中に偶然発見したものでした。次に、特別講演では私の博士論文の内容を中心に、国立日帝強制動員歴史館で一般市民を対象に行いました。



タイトル：
1930年代半ば
関連製造工場の様子
出典：「特産朝鮮の
実態」『東亞日報』
(1936年1月18日付)

6. 金 イェスル

(キム・イェスル、東義大学歴史人文教養学部)

現在、私は2つの研究を進めています。まず、日帝強占期馬山府の元東貿易（株）を対象に、地域経済人の資本結集、創立主導勢力及び目的などを明らかにし、朝鮮人会社の設立実態に関する研究を進めています。これまでの研究結果は、1) 元東貿易（株）は馬山浦の実力養成運動出身の朝鮮人たちが主導のもとで設立され、2) 1940年代まで長期間運営され、役員構成は他地域の人、官僚出身などが含まれており、次第に拡張されたが、民族的に朝鮮人の比重が圧倒的多数の朝鮮

人会社として存続した、という点です。ただし、1940年にはソウルに本店、馬山と釜山にそれぞれ支店を置き、一部の氏族が重役を占め、運営上の変化が生じたため、もはや地域の会社とは言えない状況となりました。さらに、この時期に会社では少なくない金額を国防献金し、日帝の統制経済に参画する姿も見せました。これは、会社存続のための方便であったと考えられます。

二つ目は、日帝強占期中央試験所の設立と目的、運営の時期別変化などを対象に、朝鮮工業化の実態に関する研究です。現在、『中央試験所業務提要』、『中央試験所業務概要』、『朝鮮総督府中央試験所年報』などの資料収集・解体などを通じて主要内容を分析しています。この部分についてはより研究を進めて、その内容を次回以降のニューズレターなどに掲載できればと考えています。



タイトル：京城中央試験所
現、放送通信大学の場所にあった総督府中央試験所の全景
出典：『朝鮮風俗風景写真店』（朝鮮風俗研究会、1920）

報告は以上となります。

最後に、書面やメールでのやりとりでも、学術的交流や親睦を深めることはできますが、一日も早くコロナ19が終息して再会できることを願っております。

翻訳者：冬月律（ふゆつき・りつ）

（公財）モラロジー道德教育研究所道德科学研究所・主任研究員・博士（宗教学）

主な研究テーマは戦後の日本における社会変動と伝統宗教、過疎地域における宗教の変容、中国少数民族の信仰形態など。

主な業績は『過疎地神社の研究』（2019、北海道大学出版会、単著）、『岐路に立つ仏教寺院』（2019、法蔵館、共著）、「中国少数民族の暮らしと文化」（2017、『中日文化研究』5）、「皇室における利他的実践」（2016、『モラロジー研究』79）など。

令和2年11月10日から12日にかけて宮内公文書館において『恩賜録』撮影調査を行った。

今回は昭和16年から20年までの救恤金関連記事の撮影を目的としており、それぞれの簿冊の1～2巻において関連記事がまとめられており、それらの撮影を行った。総カット数は2193枚。

東京都の緊急事態宣言が解除されて早々に閲覧申請を提出したものの、従来とは異なり複数日に亘る閲覧申請が不可能となり、いざ現地に赴いて次回以降の予定を確認するという手順を踏まなくてはならなかったため、不便さを伴う調査となった。一方で宮内庁書陵部の画像公開システムにおいて明治21年までの『恩賜録』簿冊がデジタル公開されており、デジタルデータの活用に進展が感じられる調査でもあった。

それぞれの記事に十分な精査を加えたとは言えないが、目を通した限りでいくつか特徴的な点を確認したため、いくつか情報を共有しておきたい。

昭和16年の日米開戦に伴い、戦争に伴う救恤金の記事が増えていくのは言うまでもないことだが、年間の総件数自体は大きな変化がみられない。以下は昭和17年の目次の抜粋である。（『恩賜録』昭和17年1.2）

- 一 山口県吉敷郡西岐波村長生炭鉱浸水ニ付御救恤ノ件
- 二 台南州震災ニ付御救恤並ニ侍従武官坪島文雄実況視察ニ差遣ノ件
- 三 北海道並青森外三県下例外凶作ニ付思召ヲ以テ診療並ニ保健ノ資トシテ下賜ノ件
- 四 山形県最上郡東小国村火災ニ付御救恤ノ件
- 五 北海道紋別郡下湧別村ニ於テ漂流機雷爆発ニ付御救恤ノ件
- 六 台湾総督府管下暴風雨ニ付御救恤ノ件
- 七 朝鮮総督府管下豪雨ニ付御救恤ノ件
- 八 栄山丸外三船敵艦ノ襲撃ニヨリ死者ヲ出シタルニ付御救恤ノ件
- 九 山口県外八県下暴風雨ニ付御救恤並山口県外二件へ実況視察トシテ侍従小出英経差遣ノ件
- 一〇 台湾総督府管内暴風雨ニ付御救恤ノ件
- 一一 東京府・神奈川県下敵飛行機ノ空襲ニヨリ死者ヲ出シタルニ付御救恤ノ件

- 一二 明和丸青森県尻矢崎沖ニ於テ敵襲ニヨリ死者ヲ出シタルニ付御救恤ノ件
- 一三 岩手県下閉伊郡重茂村沖合ニ於テ漁船敵襲ニヨリ死者ヲ出シタルニ付御救恤ノ件
- 一四 がんざす丸外三船敵襲ニヨリ死者ヲ出シタルニ付御救恤ノ件
- 一五 南洋庁管下敵飛行機ノ空襲ニヨリ死者ヲ出シタルニ付御救恤ノ件
- 一六 御救恤不詮議ニ関スル件
 - 一 長崎県下玉之浦町火災ノ件
 - 二 北海道管下上砂川三井鉱業所炭鉱瓦斯爆発ノ件
 - 三 福岡県下古川炭鉱及大ノ浦炭鉱災害ノ件
 - 四 福島県下官下村火災ノ件
 - 五 朝鮮総督府管下江原路江陵邑火災ノ件
 - 六 神戸市管谷株式会社船美春丸遭難ノ件
 - 七 朝鮮清津火災ノ件
 - 八 名古屋鉄道常滑線事故ノ件
 - 九 神戸市倉田商会所有船昭徳丸遭難ノ件
 - 十 熊本県下昭和村水害ノ件
 - 一一 北海道管下夕張郡角田村日出角田炭爆発ノ件
 - 一二 台湾総督府管下暴風雨被害ノ件
 - 一三 高知外十二県台風被害ノ件
 - 一四 岐阜県下旋風ニヨリ被害ノ件
 - 一五 山形県下西田川郡豊浦村火災ノ件
 - 一六 横浜港碇泊独逸汽船爆破ノ件

昭和17年を例とすれば15件の救恤金下賜が行われており、敵軍襲来に伴うものが多く見られる一方で16件の不詮議記事が掲載されている。不詮議の記事自体は昭和以降に多く見られ珍しいものでないが、申請却下件数の多さは注目すべきであろう。

とりわけ炭鉱ガス爆発、火災、船舶の遭難などの、人災ともとれる事故のみならず、台風、水害等の自然災害に対する救恤金下賜が却下されていることは時局の困難さをあらわしていると考えられ、それを裏付けるように戦死者関連での不詮議は一件も認められていない。

却下の理由は予算の限界を示すものと考えて良いだろうが、補正予算の有無など、今後はそれらの分析を課題としていきたい。

研究会会員自己紹介【4】

掲載内容 ■氏名 ■所属
■自身の研究テーマ／研究における関心

池田 久代 (いけだ ひさよ)

■皇學館大学文学部コミュニケーション学科
元・教授

■自身の研究テーマ／研究における関心

専門は英米文学、比較文化研究（岡倉天心研究）ですが、皇學館に赴任してからは、専門以外に、仏教書の翻訳、資料編纂に興味を持ち、ライフワークとなった「堀至徳資料編纂」では、日記と書簡の編纂を終えて、出版にこぎつけました（2016/2021年）。現在は明治の埋もれた真言僧、丸山貫長や堀至徳の足跡をより広く周知するために、論文などの執筆に励んでいます。この中で、奈良（大和の国）の肇国精神などに出会い、興味をもって進めております。

大井 智香子 (おおい ちかこ)

■皇學館大学 現代日本社会学部 准教授

■自身の研究テーマ／研究における関心

専門領域は地域福祉です。いわゆる過疎地域と呼ばれるエリアを中心に活動してきました。各地で育まれてきた先人の智慧に学び、それぞれの風土と生活文化に根ざした福祉コミュニティ創造に挑戦しています。各地の社会福祉協議会、行政、NPO等と協働で住民活動を支援する方策やシステムづくりなどに携わりながら、実践と研究を積みかさねています。現在は「人口流動化する産業衰退地域の再生と生活困難者の地域就労を結ぶ支援モデルの開発研究」に取り組んでいます。

本研究会メンバーの多くのみなさま方とは研究領域も手法も異なっており、はじめての連続、学ばせていただくことばかりです。本研究会での学びと自分自身の領域との接点を模索しています。このような自分ですが、どうかよろしく願いいたします。

田浦 雅徳 (たうら まさのり)

■皇學館大学 特命教授

(アドミッション・オフィス室長)

■自身の研究テーマ／研究における関心

日本近代の政治外交史が専門です。特に昭和戦前期の外交官を中心に研究を行っています。主な研究対象は、重光葵と松岡洋右です。いずれも戦前期の外交官の中でもすぐれて経綸性の高い人物で、日本およびその周辺そしてグローバルな国際秩序に関わろうとする性格もっています。その意味で戦前期の日本外交を解明するにはこの二人の人物の研究が必要だと思い、現在もなお考案中です。

皇學館大学に平成9年に赴任以来、伊勢の昭和戦前期の政治社会への関心をふかめました。また檀原神宮から平成28年に委嘱をうけて、「幕末明治における神武天皇」の研究や檀原神宮の歴史の編纂にも関わっています。この研究会においては、皇室福祉の源泉としての皇室の「御仁慈」について今後調べていく所存です。

中野 一茂 (なかの かずしげ)

■皇學館大学 現代日本社会学部 准教授

■自身の研究テーマ／研究における関心

主な研究テーマは「ミリタリーソーシャルワーク」アメリカ軍やその他の国々で採用されている「兵士」「兵士の家族」「退役軍人」を支援するための「ミリタリー」ソーシャルワークについて自衛隊の援用の考察をしています。関連で前大戦下での傷病兵と皇室の関わりについて勉強しています。

著書「ミリタリーソーシャルワークの基礎的研究」
学術研究出版(2022)

〈写真：田丸神社提供〉

伊勢志摩地方では、年初に災厄消除を祈念して獅子舞や弓射行事が各所で行われる。新型コロナ禍のもとでは、規模縮小や休止となったところもある。獅子頭は「御頭」（おかしら）と称し、ご神体の扱いがなされている。昨年は「御頭神事」を行うのが難しかったとのことで、「今年こそは」との熱い思いも噴出するが、どうなることか…。(激しい舞は行われませんが、神事を斎行とのことです。2月14日情報) (HS生)



写真1 お里帰りで神酒をいただく「御頭」



写真2 舞の最後に鼻先を火であぶる。

令和4年3月22日 13:30～15:30

第2回研究会 実施予定 対面（皇學館大学9号館）もしくはオンライン（Zoom）

※2月末に実施方法については最終決定し、報告予定。

寄稿をお待ちしております

ニューズレター発行にあたり、研究会会員の皆様には「活動報告」「会員業績」のご寄稿をお願いします。不定期発行ではございますが、寄稿のご予定は随時受け付けておりますので、メールにてご連絡ください。お待ちしております。

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会ニューズレター
発行／皇學館大学 現代日本社会学部 新田均研究室
所在地／三重県伊勢市

■皇學館大学ホームページ 研究開発推進センター サイトにて公開

URL：http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php

13号よりISSN（ISSN日本センター）の申請を行い、オンライン不定期刊行物としてナンバーを表示しております。